

## 使用料・手数料の設定の考え方

### ■使用料設定基準（抜粋）

#### 1 施設使用料算定の考え方

##### (1) 基本的な考え方

受益者負担の原則に基づき、受益の程度に応じて徴収する実費負担的性格のものであり、施設の維持管理費や利用実績等から合理的に算出しています。

また、公共施設には様々な種類があり、市と利用者の負担すべき割合は、施設の目的や性格により異なるものと考えています。

そこで、施設の維持管理費や利用実績等から算出した実費に、施設の目的と性格に応じた利用者の負担すべき割合を勘案した額を基準使用料とし、使用料の算定根拠としています。

#### 2 施設使用料の定め方

##### (1) 使用料の定め方

###### ア 使用料の算定基礎とする経費の考え方

使用料の算定基礎とする経費は、当該施設を適切な状態で使用者が利用するために必要な維持管理費（人件費、光熱水、保守管理委託等）、利用実績、利用者負担割合、利用時間帯、利用する曜日などを勘案して積算しています。

ただし、土地取得費用、施設建設費用及び投資的経費に区分される大型備品の購入費並びに大規模修繕等の費用は、市が本来負担すべきものとの考えから使用料の算入の中に含んでおりません。

###### イ 基準使用料の算定

###### ①当該施設の管理経費

$$\text{基準使用料} = \frac{\text{①当該施設の管理経費}}{\text{②利用実績}} \times \text{③利用者負担割合} \times \text{④時間帯別負担係数} \times \text{⑤曜日別負担係数}$$

※③は別表1のとおり

※④は午前利用 20%、午後利用 35%、夜間利用 45%、全日利用 90%

※⑤は月曜日～金曜日 100%、土曜日 125%、日曜日・祝日 135%

##### (2) 使用料の見直し・改定

設定基準に基づいた基準使用料の算定は、毎年度実施し、その結果、現行使用料が基準使用料の2分の1未満、または2倍を超える場合は、見直しの検討対象とします。

使用料の改定に当たっては、市民負担の激変を緩和するために現行使用料の2倍を限度としています。

## ■手数料設定基準（抜粋）

### 1 施設使用料算定の考え方

#### (1) 基本的な考え方

手数料は、地方公共団体が特定の者のために提供するサービスの対価として徴収するもので、原則として当該事務に直接必要な経費を基準として定めています。

手数料の設定（見直し・新設）に当たっては、手数料ごとに計算を行い、当該事務に直接必要な経費相当額を算出しており、地方公共団体自体の行政上の必要性に基づいて行われる事務については徴収できないため、計算に算入する経費には、本来行政が担うべき事務に必要な経費は含めていません。

### 2 基準手数料の算出方法

#### (1) 基準手数料

基準手数料は、計算に算入すべき経費（人件費、需要費、機器のリース料や保守委託等）に対し、経費の項目ごとに当該事務に係る1件当たりの経費を算出し、これらを合計したものを手数料としています。

#### (2) 計算方法

人件費（時間単価 × サービスの提供に要する時間）

+

需要費、委託料、使用料等の経費  $\left( \frac{\text{需要費等の前年度決算額} \times \text{使用割合}}{\text{年間処理件数（年間処理量）}} \right)$

※時間単価は、前年度平均給与をサービス提供に要した年間勤務時間数で割る。

※使用割合は、消耗品費や事務機器使用料等で、複数の事務に係る経費のうち、当該事務に直接要した部分の割合とし、処理時間数や処理件数等であん分し算出しています。

#### (3) 手数料の見直し・改定

基準手数料の算出は、毎年度、各主管課で実施することとし、その結果、基準手数料が現行手数料の2倍を超えるもの及び現行手数料を下回るものを見直しの検討対象とします。

手数料を改定する場合は、市民負担の激変を緩和するため、原則として、現行手数料の2倍を限度としています。

## ■使用料・手数料の見直しにあつたての留意事項

### 1 使用料

- ・市外利用者については、原則として、市内利用者の使用料とは別に、施設の維持管理費や利用実績等から算出した実費を使用料として設定します。ただし、施設の性格に応じ、近隣市の公共施設や近隣民間施設の使用料を勘案し、市外利用者の使用料を設定することが適切である場合や、地方自治体の公共的役割に鑑み、市外利用者の使用料を市内利用者の使用料とは別に設定することが適切でない場合については、この限りではありません。
- ・団体割引については、施設ごとに必要に応じて設定することができる。

### 2 手数料

- ・手数料の設定は、算出した基準手数料に基づくほか、市民生活への影響、近隣自治体の状況等を踏まえ、総合的に判断することとしています。
- ・法令等に基準がある場合は、その基準により設定します。
- ・他自治体との均衡を考慮する必要がある手数料に関しては、十分精査したうえで、手数料の設定を行うこととします。
- ・広域的に統一性を図る必要がある手数料に関しては、関連する自治体との検討及び調整により、基準を別に明らかにすることとします。
- ・見直しの対象となった手数料の額を据え置く場合及び見直しの対象とならなかった手数料の額を改定する場合は、その理由を明らかにすることとします。

## ■使用料・手数料の算出結果

### 1 使用料

	施設数	総算出件数	見直しの検討対象件数	
			基準施設使用料が現行施設使用料の2倍を超えるもの	基準施設使用料が現行施設使用料の2分の1未満のもの
平成22年度	30施設	146件	6件	29件
平成23年度	30施設	135件	8件	34件

※平成22年度に見直しが行われた使用料0件

### 2 手数料

	施設数	総算出件数	見直しの検討対象件数	
			基準手数料が現行手数料の2倍を超えるもの	基準手数料が現行手数料を下回るもの
平成22年度	30施設	221件	28件	11件
平成23年度	30施設	224件	31件	21件

※平成22年度に見直しが行われた手数料0件。

■市歳入の減免等の理由

▽主な減免等の理由

- ・災害等によるもの
- ・生活保護世帯・住民税非課税世帯など低所得者世帯
- ・市長が特に認めるものなど
- ・公共の用に供するもの

▽その他の事由によるもの

- ・私立保育所、幼稚園、小中学校が、その園児及び児童
- ・生徒を対象とした催しを行う場合
- ・疾病など
- ・社会教育関係団体、自治会、老人会、福祉団体、青少年団体の利用（公民館事業や条例・規則で定めた時間以外の市施設の利用時）
- ・市労働組合（私用電気・水道料等収入）
- ・複写が適切にされない場合（資料等複写料収入）
- ・盗難の場合（原動機付自転車標識紛失弁償金）”

別表 1  
使用料負担分類表

必需的・基礎的 サービス	必需的・基礎的 以上のサービス	必需的・基礎的 以上のサービス	選択的・基礎的 サービス	選択的・基礎的 以上のサービス		
義務教育 小・中学校 八ヶ岳府中山荘（学校利用） 教育センター  社会福祉 心身障害者福祉センター 児童館 福祉会館（地区高齢者福祉館を含む。）  社会教育・コミュニティ 図書館 公民館 女性センター  公園 都市公園 交通遊園  保健衛生 市民聖苑（火葬場） リサイクルセンター  環境保全 自転車駐り場（臨時）	体育 プール（総合プール及び生涯学習センター温水プールを除く。） 庭球場 野球場 陸上競技場 体育館 グラウンド管理所 生涯学習センター（体育施設）  社会教育 郷土の森（博物館）※  保健衛生 保健センター（トレーニング室）  環境保全 自転車駐り場	社会福祉 児童館（ひばりホール・夜間） 福祉会館（地区高齢者福祉館を含む。/大広間・談話室の時間外利用） ふれあい会館（会議室）  社会教育・コミュニティ 小・中学校（義務教育以外利用） 市民会館 デリールプラザ※ 郷土の森（プラネタリウム）※ 芸術劇場※ 生涯学習センター（学習施設） 美術館（企画展を除く） 公民館（目的外） 女性センター（目的外） 教育センター（目的外）  保健衛生 市民聖苑（式場・法要室・霊安室）	休養 市民保養所※ 八ヶ岳府中山荘（一般利用）  社会福祉 ふれあい会館（事務室） 振興会館（事務室）  体育・レクリエーション 総合プール 生涯学習センター（温水プール）  プール（夜間） 庭球場（夜間） 野球場（夜間） 陸上競技場（夜間）  社会教育 生涯学習センター（宿泊施設）	1 / 4	1 / 2	3 / 4
無 料	1 / 4	1 / 2	3 / 4	無 料		

※は利用料金制を採用している施設等



## 府中市社会教育関係団体支援基準

### (目的)

第1 この基準は府中市教育委員会（以下「委員会」という。）に登録された府中市社会教育関係団体（以下「団体」という。）が学習活動を行うために、必要な支援の範囲を定めることを目的とする。

### (支援内容)

第2 支援内容は次のとおりとする。いずれも各施設等の規定に基づく。

#### (1)施設使用料の減免等

##### ア 公民館・教育センター

各文化センター内の公民館施設及び教育センター施設について、使用料及び予約期間を次の規定内で支援する。予約期間は使用日の2か月前から当日までとし、1回につき最大3単位まで無料で予約できるものとする。（単位数は、公民館・教育センター共用。）なお、3単位を超えて予約する場合は支援対象外の一般使用（有料）とし、予約後に無料単位が発生した場合でも、無料単位への振替による使用料の還付は行わない。

##### イ 生涯学習センター

生涯学習センター内学習施設の使用料を次の規定内で支援する。1回につき最大2単位まで無料で予約できるものとする。（予約期間については、支援の対象外とする。）なお、2単位を超えて予約する場合は支援対象外の一般使用（有料）とし、予約後に無料単位が発生した場合でも、無料単位への振替による使用料の還付は行わない。

支援を受けることができる団体は、原則として、会員名簿（全員の住所、氏名、電話番号を記載したもの）及び前年度決算報告書（設立初年度の団体を除く）を提出した団体とする。

##### ウ 府中の森芸術劇場

府中の森芸術劇場を活動成果の発表の場として利用し、入場料が3,000円を超えないものに関して、使用料金表のAの金額を適用する。

##### エ 府中グリーンプラザ託児室

府中グリーンプラザ託児室使用料の助成を当該年度の予算範囲内で行うものとする。使用限度は1月2単位まで、年間20,000円までとする。

使用できる団体は、府中市社会教育関係団体登録基準第2のアの規定に基づく団体で、使用日の30日前までに規定の申込書にて申込みし、委員会から許

可を受けた団体とする。

(2) その他

ア 府中市所有バスの貸出

研修及び合宿目的で使用する場合、市所有のバスを市の定める規定に基づき貸し出す。使用限度は1年度に1回まで、使用時間は午前9時から午後4時半までとする。範囲は原則として、日帰り及び送迎の場合は1日の走行距離200km以内とし、宿泊の場合は2日間の走行距離400km以内とする。

イ 学校施設開放

府中市立学校施設使用条例に基づき、各学校で許可する範囲内で学校施設を団体に開放する。使用日程については各学校の調整会で調整し、委員会に使用を申込み許可を得ること。原則として、1団体につき1校の施設を、週1回使用することを限度とし、複数の学校施設を使用することはできない。

なお、使用料については、免除することができる。

ウ 「広報ふちゅう」掲載

広報ふちゅう掲載基準に基づき、講習会・展示・会員募集等の記事を「広報ふちゅう」に掲載できる。掲載回数は、広報ふちゅう掲載基準の範囲内とする。

(支援の取消)

第3 基準外及び目的外で活動した場合、又は虚偽の届出をした場合は、既に支援を決定している場合でも、当該決定を取り消す。

(その他)

第4 支援基準に基づき支援を受ける団体は、各支援の規定に基づく届出等を行わなければならない。

付 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

# 使用料・手数料の状況

名称	使用回数・手続き回数等					平成23年度 歳入額(千円)
	利用単位・手続単位	平成21年度	平成22年度	対前年度 伸び率	平成23年度	
行政財産目的外使用料(市有地の使用等)						35,387
市民会館使用料		5,786	5,825	0.7%		52,291
※H23から施設利用料は指定管理者収入扱い		92,973	94,881	2.1%	95,181	
文化センター使用料(11館分)		8,078	8,220	1.8%	7,596	11,644
女性センター		475	380	-20.0%	391	647
振興会館使用料		7	7	0.0%	7	3,908
自転車駐車場使用料(3施設分)		16,469	17,241	4.7%	23,191	47,161
※H23から4施設分		174,754	193,666	10.8%	327,683	
ふれあい会館使用料		2	2	0.0%	2	9,998
学童クラブ育成料		197	170	-13.7%	205	
高齢者住宅使用料		17,120	16,643	-2.8%	16,612	80,055
総合健康診査使用料		1,619	1,585	-2.1%	1,543	24,642
健康増進指導使用料		2,619	2,605	-0.5%	2,432	39,286
府中の森市民聖苑使用料		163	133	-18.4%	148	4,059
		11,968	12,955	8.2%	14,643	
		1,035	1,055	1.9%	1,103	
		1,902	1,864	-2.0%	2,113	
		1,045	1,864	78.4%	1,042	68,747
		37,445	36,699	-2.0%	37,876	
道路占用関係占用料(電柱、ガス管、看板等)						322,034
法定外公共物占用料		181	181	0.0%	199	1,797
交通遊園ゴーカート使用料		110,880	95,891	-13.5%	84,963	6,702
市営住宅・駐車場使用料		9,301	13,848	48.9%	9,604	259,377
教育センター使用料		121	142	17.4%	171	153
学校施設使用料		972	1,034	6.4%	718	1,252
		46	46	0.0%	47	
幼稚園保育料		4,026	3,769	-6.4%	3,615	37,740
幼稚園入園料		189	170	-10.1%	177	1,700
生涯学習センター使用料		129	146	13.2%	144	
		10,933	10,495	-4.0%	10,874	
		1,095	1,189	8.6%	1,427	
		6,453	6,376	-1.2%	5,979	
		665	671	0.9%	587	
		52,099	47,716	-8.4%	46,830	
		23,236	22,162	-4.6%	24,386	
		3,453	2,983	-13.6%	3,020	
		72,811	72,920	0.1%	70,259	
						61,318

# 使用料・手数料の状況

名称	使用回数・手続き回数等					平成23年度 歳入額(千円)
	利用単位・手続単位	平成21年度	平成22年度	対前年度 伸び率	平成23年度	
美術館観覧料	常設展・所蔵品展入場者数	4,818	4,801	-0.4%	11,803	145.8%
美術館使用料	企画展入場者数	35,331	52,981	50.0%	34,408	-35.1%
市民陸上競技場使用料	利用日数	178	221	24.2%	162	-26.7%
市民サッカー場使用料	競技場利用時間(団体等)	305	374	22.6%	385	2.9%
市民球場使用料	競技場利用者数(個人)	54,152	53,420	-1.4%	53,622	0.4%
市民第一・二野球場使用料	会議室利用者数	23	43	87.0%	35	-18.6%
庭球場使用料(15施設分)	利用時間	2,345	2,393	2.0%	2,294	-4.1%
市営プール使用料(8施設分)	野球場利用時間	1,699	1,230	-27.6%	1,757	42.8%
総合体育館使用料	会議室等利用回数	837	668	-20.2%	1,029	54.0%
	利用時間	10,279	9,362	-8.9%	8,360	-10.7%
	利用時間	84,936	84,691	-0.3%	82,276	-2.9%
	利用時間	145,345	191,733	31.9%	129,712	-32.3%
	体育室利用回数(貸切)	1,792	1,615	-9.9%	1,585	-1.9%
	武道場利用回数(貸切)	1,346	1,339	-0.5%	1,290	-3.7%
	弓道場利用回数(貸切)	148	161	8.8%	179	11.2%
	ライフル場利用回数(貸切)	23	21	-8.7%	33	57.1%
	卓球室利用回数	0	1		0	-100.0%
	相撲場利用回数(貸切)	2	3	50.0%	8	166.7%
	レクリエーションホール利用回数(貸切)	652	608	-6.7%	598	-1.6%
	会議室等利用回数(貸切)	836	811	-3.0%	750	-7.5%
	体育室等利用回数(個人)	76,247	72,894	-4.4%	73,473	0.8%
地域体育館使用料(6施設分) ※朝日体育館は会議室なし	体育室利用回数(貸切)	3,657	3,745	2.4%	3,702	-1.1%
	体育室利用者数(個人)	83,421	79,198	-5.1%	80,140	1.2%
	会議室利用回数	4,842	4,735	-2.2%	4,831	2.0%
朝日サッカー場使用料	利用時間	669	670	0.1%	667	-0.4%
グラウンド管理所使用料	利用回数	61	144	136.1%	158	9.7%
八ヶ岳府中山荘使用料	延泊泊者数	5,936	5,069	-14.6%	5,110	0.8%
過年度使用料徴収分	延休憩者数	343	198	-42.3%	269	35.9%
	収入件数	11	21	90.9%	32	52.4%
戸籍手数料	収入件数	43,011	44,930	4.5%	44,386	-1.2%
住民基本台帳証明手数料	収入件数	138,147	133,917	-3.1%	132,957	-0.7%
住民基本台帳カード交付手数料	収入件数	2,433	2,465	1.3%	2,266	-8.1%
印鑑登録証明手数料	収入件数	92,384	92,549	0.2%	90,405	-2.3%
公文書開示手数料	収入件数	55	120	118.2%	125	4.2%
住民基本台帳閲覧手数料	収入件数	2,274	2,238	-1.6%	1,860	-16.9%
固定資産台帳等閲覧手数料	収入件数	1,355	1,226	-9.5%	1,178	-3.9%
自動車臨時運行許可申請手数料	収入件数	1,042	955	-8.3%	992	3.9%
外国人登録原票記載事項証明手数料	収入件数	4,831	4,410	-8.7%	4,362	-1.1%
						27,131
						18,579
						595
						57
						4,489
						671
						23,043
						21,930
						1,233
						13,882
						24
						336
						184
						716
						662

# 使用料・手数料の状況

名称	使用回数・手続き回数等				平成23年度 歳入額(千円)	
	利用単位・手続単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度		対前年度 伸び率
税務関係証明手数料	収入件数	56,001	57,000	57,400	0.7%	10,427
諸証明手数料	収入件数	5,351	5,652	5,768	2.1%	848
屋外広告物許可申請手数料	収入件数	93	76	98	-18.3%	1,145
へい死犬猫処理手数料	収入件数	113	107	122	-5.3%	428
工場設置等認可申請手数料	収入件数	7	6	5	-14.3%	53
一般廃棄物処理業許可手数料	収入件数	30	19	28	-36.7%	285
浄化槽清掃業許可手数料	収入件数	1	1	1	0.0%	15
犬登録等手数料	収入件数	8,070	8,113	8,138	0.5%	6,583
塵芥処理手数料	自己搬入量(Kg)		8,940,420	8,232,920		375,498
事業系廃棄物処理手数料	袋販売件数		144,470	134,620	2.6%	27,102
家庭廃棄物処理手数料	袋販売件数	140,846	15,677,675	16,456,399	1691.9%	433,919
粗大ごみ処理手数料	シール収入枚数	283,576	270,278	292,317	-4.7%	102,030
し尿処理手数料	一般家庭世帯数		539	498		9,731
	営業所等		4,917	4,639		
浄化槽汚泥処理手数料	収集量(KI)		20	36		214
建築確認手数料	収入件数	284	238	190	-16.2%	4,435
建築検査手数料	収入件数	200	220	154	10.0%	3,409
建築許可等手数料	収入件数	75	82	66	9.3%	5,214
長期優良住宅認定手数料	収入件数	98	164	257	67.3%	1,171
緑化率適合証明手数料(H23年度収入額は150円)	収入件数	1	0	1	-100.0%	0